

指定訪問介護事業所 管理者 様
指定横浜市訪問介護相当サービス事業所 管理者 様
指定（介護予防）訪問看護事業所 管理者 様
指定居宅介護支援事業所 管理者 様
指定介護予防支援事業所 管理者 様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

「介護保険の訪問介護」及び「医療保険の訪問看護」の併用並びに
「院内介助」の取扱いについて（通知）

日ごろから、本市の福祉行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
標記について、厚生労働省へ照会し得た回答をふまえ、本市の取扱いの一部を変更するので通知します。

1 「介護保険の訪問介護」と「医療保険の訪問看護」の同一時間帯における算定

【変更前】 算定不可

↓

【変更後】 利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要であると認められる場合の身体介護については算定可能

*老企第 36 号「同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用した場合の取扱いについて」に準拠することとします。

2 通院先の「診察室」「レントゲン室」「処置室」等での院内介助

（「横浜市介護保険事業者向け Q & A 集」P25 No. 7）

【変更前】 院内介助のうち診察室やレントゲン室、処置室等における時間については算定できません。

↓

【変更後】 削除

参考 「訪問介護における院内介助の取扱いについて」（平成 22 年 4 月 28 日厚労省事務連絡 介護保険最新情報 Vol. 149）〈抜粋〉

院内介助は、原則、病院のスタッフが行うべきですか、病院のスタッフが対応することができない場合で、ケアマネジャーがケアプランに必要性を位置付けて実施する場合については、例外的に算定できます。その場合は、ケアマネジャーが単独で判断するのではなく、主治医等の意見を踏まえ、サービス担当者会議で協議するなど、その必要性については十分に検討するとともに、検討した内容を記録等に残しておく必要があります。また、院内介助を病院のスタッフができるかどうかの確認については、病院の地域連携室等に相談するなど、適切な方法をとるようにしてください。医師等からの文書を出してもらう必要はありませんが、確認した内容は必ず記録に残してください。

【問い合わせ先】 健康福祉局介護事業指導課（介護保険法に基づく訪問介護）

TEL 671-3413・3483 FAX 681-7789